

特記仕様書

1. 件名 都市公園管理運営事業 保土ヶ谷公園 施設管理 清掃業務
(平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日まで)

2. 清掃箇所及び面積 別紙清掃面積数量表及び図面等のとおり

3. 清掃要領

(1) 方法 清掃作業日報のとおり

(2) 清掃日及び回数

定期清掃の床（洗浄ワックス清掃及び一般清掃）及び床以外並びに窓ガラス清掃は、別紙「硬式野球場清掃面積数量及び回数表」のとおりとする。なお、園内（管理事務所含む）の来園者用便所 8 カ所の清掃は月、水、土曜日の 3 回／週とする。また、体育館の床並びに窓ガラス清掃は、別紙「体育館清掃面積数量及び回数表」のとおりとし、3 月に実施する。

(3) 作業内容

1. 清掃作業の一般事項の仕様については、「建築保全業務共通仕様書（以下、「仕様書」という。）」の一般事項を適用する。
2. 定期床清掃の洗浄ワックス清掃は、仕様書による床種別、場所種別毎に、防塵→水拭き→補修→洗浄までの作業工程で、それぞれ仕様書に示された作業内容とする。
3. 定期床清掃の一般清掃については、仕様書による床種別、場所種別毎に、防塵→水拭き→補修までの作業工程で、それぞれ仕様書に示された作業内容とする。
4. 定期清掃の床以外の清掃は、仕様書による床種別、場所種別毎に、日常作業の作業内容に準じて実施するものとする。
5. 来園者用便所は、床面・内壁・便器・洗面台・手すり等の清掃及び発注者が指示した作業を行うものとする。また、作業中は来園者から分かりやすい場所に作業中の表示し、作業員は腕章等を着用するものとする。

(4) 清掃作業の確認

清掃終了後、担当者の清掃状況の確認を受け、清掃作業日誌に所要事項を記入し、押印し提出する。

(5) その他

- 1) 清掃業務に必要な用具、資材などは受託者の負担とし、用水、電力、トイレットペーパーは、発注者の負担とする。
- 2) 水道の漏水及び器具の破損を発見した時は、速やかに係員に報告すること。
- 3) 集積したゴミは運搬すること。
- 4) 年末、年始や行事開催時の作業日については、その都度協議して定める。
- 5) 清掃業務を行うことにより疑問点が生じた場合は、発注者と協議の上指示に従うこと。
- 6) 上記以外のことについては、別紙共通仕様書のとおりとする。

業 務 特 記 仕 様 書

1. 件 名 都市公園管理運営事業
保土ヶ谷公園 施設管理 清掃業務 特定建築物環境衛生管理
(平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日まで)
2. 業務箇所 保土ヶ谷公園硬式野球場内
3. 業務要領
 - (1) 方法
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下、法という）に基づき、環境衛生管理技術者を選任し業務を実施すること。
 - (2) 観測回数等
法に基づき実施する。なお、作業項目等については、別紙のとおりとする。
 - (3) 業務の確認
作業開始から終了までの間、担当者による作業状況の確認を受け、作業日誌に所要事項を記入し、押印し提出する。
 - (4) その他
 - 1) 当該建築物は建築基準法に基づく特定建築物としての適用を受けるので、法律に基づき環境衛生管理士に関する法的手続きと業務を行う。
 - 2) 業務に必要な用具、資材などは受託者の負担とし、用水、電力は発注者の負担とする。
 - 3) 水道の漏水及び器具の破損を発見した時は、速やかに係員に報告する。
 - 4) 作業に生じた廃棄物等は受託者の責任において処分する。
 - 5) 年末年始や行事開催時の作業日については、その都度、担当者と協議して定める。
 - 6) 業務を行うことにより疑問点が生じた場合は、発注者と協議の上指示に従うこと。

別 紙

1. 法に基づく項目及び測定作業回数等

①害虫防除

6月以内ごとに1回定期的に統一的に行うこと。

実施月 9月、3月

②室内空気環境測定

2月以内ごとに1回定期的に測定しなければならない。

実施月 4月、6月、8月、10月、12月、2月